

電波法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令要綱

第一 電波法の一部を改正する法律（令和元年法律第六号）の一部の施行に伴い、電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）、電波法関係手数料令（昭和三十二年政令第二百七号）、登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第四百十六号）及び特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令（平成十三年政令第三百五十五号）の規定の整理を行うこと。（本則関係）

第二 この政令は、電波法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十一月二十日）から施行すること。（附則関係）